

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第十六項の規定によつて、江田島市所在の沖池地区県営土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この変更計画が定められたことを知った日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県知事の裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの変更計画の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

令和七年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 縦覧期間

令和七年八月十八日から令和七年九月八日まで

二 縦覧場所

江田島市役所及び広島県ホームページ